

代行・代理事業者 様

マイナンバー制度の情報連携に伴う第2号被保険者の 認定申請時の医療保険被保険者証の添付省略について

平成29年11月13日よりマイナンバー法に基づく情報連携の本格運用が開始されたことにより、介護保険第2号被保険者が要介護・要支援認定の申請をする際、**申請書にマイナンバーの記載があり、以下の確認事項を満たす場合は、医療保険被保険者証（写）の添付が省略できるようになりました。**

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやりとりすることです。

■代行・代理による受付時の確認事項

1. 代理人氏名の確認：申請書の「提出者」欄に提出者氏名を記載
2. 代理権の確認：委任状または介護保険被保険者証等の添付
3. 代理人の身元確認：代理人の運転免許証または介護支援専門員証等の提示
4. マイナンバー確認：被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード（写）等の添付

■留意事項

※**申請書の「医療保険者名」・「記号／番号」は記載が必要**です。

※本人が情報連携を拒否する、認知症等で代理権の授与が困難である等の理由で、申請書にマイナンバーを記載しない場合は、従来通り医療保険被保険者証（写）の添付が必要です。（マイナンバー欄が空欄でも受理することは可能です。）

※国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等、協会けんぽ（被扶養者のみ）については、引き続き医療保険被保険者証（写）の添付が必要です。

※第2号被保険者に関わらず、申請書にマイナンバーを記載する場合は、上記の『代行・代理による受付時の確認事項』を満たす必要があります。

※事業者におけるマイナンバーの管理については、平成27年12月15日付の厚生労働省事務連絡（松山市ホームページ掲載）をご確認ください。

松山市保健福祉部介護保険課
要介護認定申請担当
TEL 089-948-6841・6925